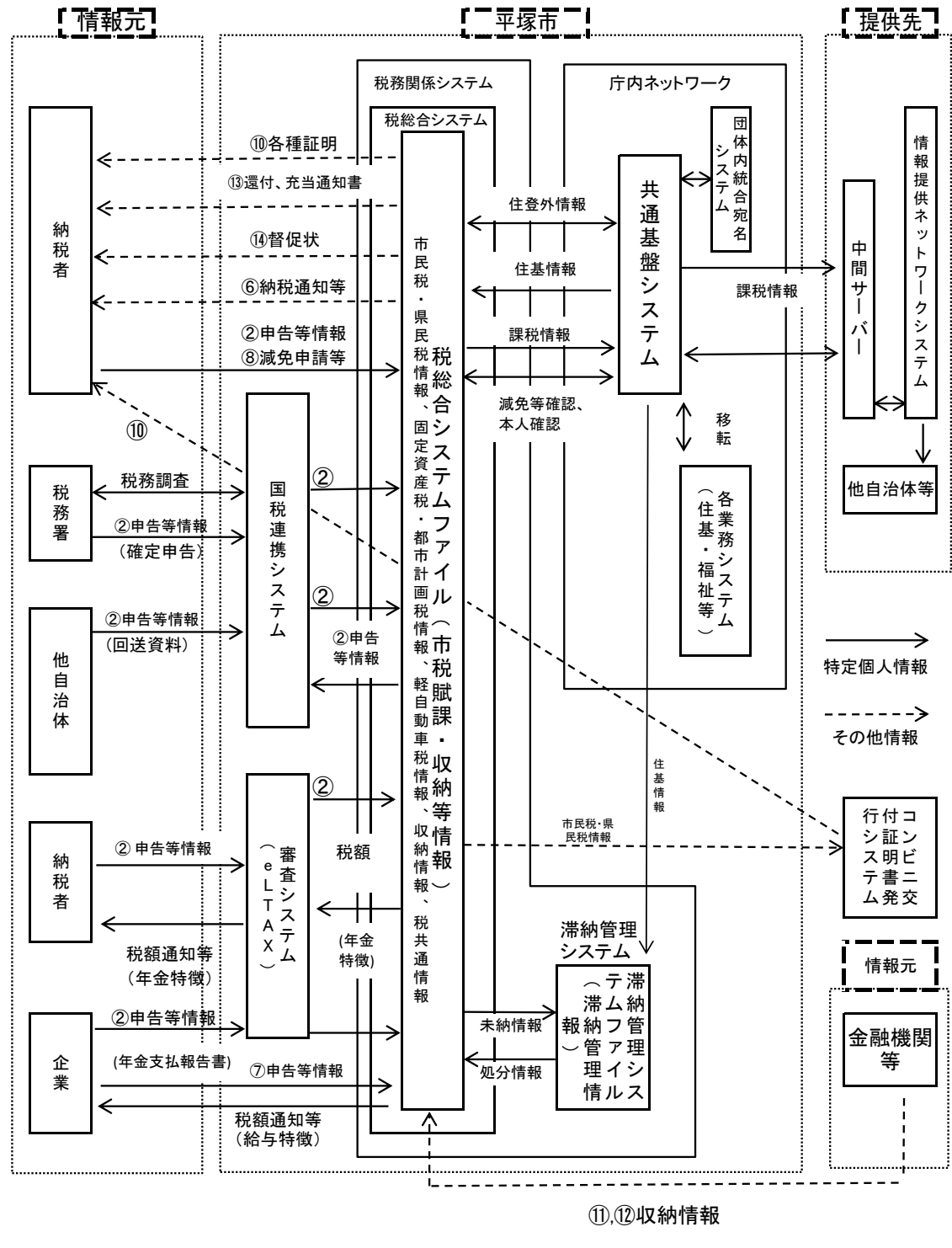


(別添3)業務相関図



- ①課税対象者情報の準備
 ②申告等情報の受理
 ③他自治体等から平塚市への調査回答、平塚市から他自治体等への税務調査実施
 ④申告等に基づき、賦課徴収を行う
 ⑤住登外課税に伴う他自治体への通知
 ⑥課税内容を納税者へ納税通知書を送付する
 ⑦住民・給与支払者等からの各種申請・届出書の受理
 ⑧減免申請書の受理及び承認または却下の決定ならびに通知
 ⑨他市課税者の資料回送
 ⑩賦課収納情報から市税に関する証明書等を発行する
 ⑪納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する
 ⑫口座振替により納付したことについて、金融機関からの情報を基に確認する
 ⑬納付額が課税額より多い場合、超過額の還付を行う
 ⑭納税者からの納付がない場合や納付額より少ない場合、納税者に督促状を送付する
 ⑮督促した納税者から納付がない場合や、納付額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う